

樹林地等の寄付に関する要綱

(趣旨)

第1条 みどりの基本条例（平成23年横須賀市条例第13号）第20条に規定するみどりの寄付の制度（次条において「制度」という。）による樹林地等の寄付については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる寄付)

第2条 制度の対象となる寄付は、市に対する市街化区域内の樹林地（みどりの基本条例第3条第1項に規定する樹林地をいう。以下同じ。）又は近郊緑地特別保全地区内の緑地の寄付であって、市長が別に定める基準（以下「基準」という。）に適合するものとする。

(寄付の申出)

第3条 前条の寄付を行おうとする者（以下「寄付希望者」という。）は、あらかじめ寄付をしようとする市街化区域内の樹林地又は近郊緑地特別保全地区内の緑地（以下「寄付予定地」という。）の概要が分かる図面等を添えて、寄付申出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、複数の隣接する寄付予定地の所有者が異なるときは、各寄付予定地の所有者が共同で提出することができる。

(事前審査)

第4条 市長は、前条の申出書の提出を受けたときは、寄付予定地が基準に適合するか否か審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査のために必要な調査を行うことができる。

この場合において、寄付希望者は、調査に協力しなければならない。

3 市長は、審査を終えたときは、その結果を寄付希望者に通知するものとする。

4 市長は、寄付予定地について施設等の整備その他の措置が必要であると判断した場合は、前項に規定する通知にその旨を付記することができる。

(措置の協議)

第5条 寄付希望者は、前条第4項に規定する付記のある通知を受けた場合において必要な措置を講ずる予定があるときは、当該通知を受けた時から1年以内に市長に寄付協議申請書に必要な図書を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、寄付希望者と協議を行うものとする。

3 市長は、協議を終えたときは、その結果を寄付希望者に通知するものとする。

(措置の完了の通知)

第6条 寄付希望者は、前条の協議に係る措置を完了したときは、その旨を市長に通知しなければならない。

(措置の完了の検査)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けたときは、当該寄付希望者の立会いを求めて実地の検査をしなければならない。

2 市長は、検査を終えたときは、その結果を寄付希望者に通知するものとする。この場合において、当該措置の内容に協議内容と異なるものがあると認めるときは、速やかに寄付希望者に対し手直しを求めるものとする。

(契約の締結)

第8条 市長は、第4条から前条までに規定する手続きを終えた後で寄付の契約を締結するものとする。

(表彰)

第9条 市長は、寄付予定地を寄付した者であって、特にみどりの保全に寄与したと認めるものを表彰することができる。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、環境政策部長が定める

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

